

「(仮称) 和歌山印南日高川風力発電事業」環境影響評価方法書に係る  
環境の保全の見地からの和歌山県知事意見

本事業は、和歌山県印南町及び日高川町の行政界付近の尾根を対象事業実施区域（以下、「区域」という。）として、単機出力4,300キロワットから6,100キロワットの風力発電設備を最大22基設置するものである。

本区域に規模の大きな風力発電事業を考える場合、重要な環境の中身がある。

区域は地元地域の里山の外縁に繋がる場所であり「準里山」といえる場所である。区域及びその周辺には、表流水を使用した上水道の水源地、地域内外の住民が大事にする「川又観音」、「菱の滝」、県指定天然記念物「川又観音のトチ」、保健保安林、住民の生業の一部となっている「紀州備長炭」の炭焼きの原木などがある。区域は、地域との繋がりが強く、地域住民の日常生活、生活文化、歴史の持続性にとって非常に重要な場所である。

また、区域及びその周辺は、生態系が豊かである。区域近傍には川又鳥獣保護区、大滝川鳥獣保護区及び長子鳥獣保護区が指定されていて、これらの鳥獣保護区に囲まれた区域は、そこに生息する鳥獣の活動の場になっていると考えられる。区域及びその周辺には、カモシカ（国指定特別天然記念物）、ヤマネ（国指定天然記念物）、オオダイガハラサンショウウオ（県指定文化財（天然記念物））などの貴重な動物が生息している可能性があり、絶滅危惧Ⅱ類のトガサワラが密度高く自生する川又観音社寺林は、県自然環境保全地域に指定されている。

さらに、区域は泥岩砂岩互層の中起伏山地であり、尾根筋は幅狭く、谷筋への傾斜は急である。区域及びその周辺には、水源地や森林法に基づく保安林、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びに「山地災害危険地区調査要領」（平成18年7月林野庁）に基づく山地災害危険地区等が存在している。区域は、大型風力発電設備等の設置に向けての「土地の改変、移動」には、慎重に対応しても至難な地域である。

区域は、上記の重要な環境の中身等を思案すると、規模の大きな風力発電事業には著しく適さない場所と考えられる。

## 1 基本的・全般的な事項

### （1）具体的な事業計画に基づく環境影響評価の実施等

- ア 風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）について、具体的な事業計画を立てた上で、事業の実態に即して、環境影響評価項目に関する調査、予測及び評価の方法を見直すこと。
- イ 事業計画には、残土処分場や伐採木の仮置き場などの計画も含めたものとすること。また、計画段階環境配慮書で事業実施想定区域外であったにもかかわらず、方法書で区域に追加された東側の区域については、大きな土地の改変を伴う道路整備を行うものであり、当該区域の道路の新設が風力発電事業実施に必須なのか、十分に検討すること。
- ウ 配置等を決定するに当たって、環境保全上の見地から検討した経緯及び内容について、準備書に適切に記載すること。

### （2）事業計画等の見直し

環境影響評価の結果、本事業の実施による重大な環境影響を回避又は十分に低減できない

場合は、風力発電設備の規模、配置等の再検討を中心に、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画全体の見直しを行うこと。

見直しの結果、それでも重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業の廃止を検討すること。

#### (3) 累積的な影響

区域周辺では、複数の風力発電事業が存在するが、それらとの累積的な環境影響について、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

#### (4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することができるようにすること。

## 2 個別的事項

#### (1) 騒音、超低周波音

騒音や超低周波音については聞こえ方に個人差があり、また地域によって風力発電施設の立地環境や生活様式、住居等が異なることから、基準等を満足する場合であっても、離隔距離をできるだけ確保するなどして、可能な限り風車騒音の影響を小さくすること。

#### (2) 水環境

大滝川第1水源地が区域内にあることから、工事による水道水源への影響を適切に把握できる地点を設定し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

#### (3) 森林保全

ア 天然林等の自然度の高い森林の伐採を避けること。また、里山のような自然度7の森林についても、本県にとっては、貴重な天然林であることから、それらの天然林をできるだけ避けた配置等を計画すること。

イ 直接的改変を受ける区域の植物調査については、地点調査及び踏査ルート調査に加え、その範囲を面的に行うこと。

ウ 工事の実施による土地の改変や樹木の伐採については、その範囲を必要最小限とすること。特に、計画段階環境配慮書では事業実施想定区域外であったにもかかわらず、方法書で区域に追加された東側の区域であって、和歌山県自然環境保全地域として指定されている川又観音社寺林の周辺部分は同社寺林の豊かな自然環境を保全するバッファーゾーンであると考えられるため、同区域の改変の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

#### (4) 動物

区域及びその周辺では、クマタカの生息が確認されている。県内のクマタカについては、2年に1度の周期で繁殖行動が確認されており、少なくとも2年間の現地調査を行うこと。繁殖行動が確認できないなど予測・評価に大きな不確実性が残る場合は、必要な追加調査を実施し、予測及び評価を実施すること。

#### (5) 景観

川又観音を景観調査地点に加え、仰瞰景への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

(6) その他

- ア 助言を求める専門家等については、当該地域を熟知している者に依頼すること。
- イ 環境影響評価の図書は、専門的な内容が多く膨大な量となることから、準備書の作成に当たっては、可能な限り地域住民等にわかりやすい内容、表現となるよう配慮すること。
- ウ 環境影響評価は、制度に規定された手続や既存の手法のみを履行し、一定の基準等を満たせばよいというものではない。従来の「目標クリア型」から、事業者が環境への影響ができる限り回避・低減する「ベスト追求型」の姿勢に立って、調査、予測及び評価を実施すること。
- エ 本事業による環境への影響を懸念あるいは不安視する多くの住民意見が提出されていることから、住民説明会の追加開催やウェブサイトへの情報の掲載などにより、事業計画の内容や事業による環境影響等について、丁寧かつ十分な説明を行い、住民の懸念・不安事項等の把握・解消に努めること。

3 関係地方公共団体である町長の環境の保全の見地からの意見

このことについては別添のとおりであるので、その内容に十分留意するとともに、適切に対応して準備書に反映させること。